

春日井市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の成年後見制度の利用を支援することにより、その者の権利を擁護し、安定した日常生活の実現を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

(支援内容)

第2条 支援内容は、審判請求の実施及び審判請求の費用負担並びに成年後見人、保佐人、又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬の助成とする。

(審判請求の対象者)

第3条 市長は、認知症等により判断能力が不十分な高齢者（以下「対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものに対して審判請求を行うものとする。

- (1) 介護保険法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者であって、同法第19条の春日井市の認定を受け、サービスを利用しているもの又は利用しようとするもの
 - (2) 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条及び第15条第1項に規定する審判の請求（以下「審判の請求」という。）を行うことが必要と認める者
 - (3) 配偶者及び二親等以内の親族がいない者又は本人並びにこれらの者による審判の請求が見込まれない者。ただし、三親等及び四親等の親族であって審判の請求を行う者の存在が明らかであるときはこの限りでない。
- 2 前項第1号の規定を満たさない対象者であって、同項第2号及び同項第3号の規定に該当するものが、次の各号のいずれかに該当し、かつ、春日井市が当該措置又は保護の実施者であるときは、前項1号の規定にかかわらず、審判請求を行うことができる。
- (1) 老人福祉法第10条の4又は同法第11条の規定により措置を受けている者
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (3) 緊急かつやむを得ない理由により審判請求が必要と市長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、審判請求をすることができる。

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第5条 市は、家事事件手続法（昭和23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第6条 市長は、審判請求を行った対象者（以下「審判対象者」という。）に、審判請求費用を負担する能力があると認めるときは、審判対象者に対する審判請求費用の求償権を得るため、家庭裁判所に対して家事事件手続法第28条第2項に規定する審判を促す申立てを審判請求と同時に行うものとする。

2 市長は、前項の規定による決定があったときは、審判対象者に審判請求費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(成年後見人等報酬の助成)

第7条 市長は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）について、家庭裁判所の報酬付与の審判によって決定された報酬対象期間の成年被後見人等の収入及び預貯金等（以下「資産等」という。）で報酬を支払うことが困難な、市に住所を有する者又は市が生活保護法その他の法令に基づく援護を行う者（他の市町村から同趣旨の助成を受けることができる者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して予算の範囲内で、当該成年被後見人等が成年後見人等（民法第725条に規定する親族である場合を除く。）に支払う報酬の全部又は一部を助成することができる。

(1) 生活保護法による保護を受けている者

(2) 成年被後見人等の属する世帯の収入及び資産から成年被後見人等報酬費用を控除したときに、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額を下回る者

(3) 成年被後見人等の属する世帯の資産等が、単身世帯で1,500,000円以下かつ世帯員が1人増えるごとに500,000円を加算した額以下である者であって、市長が助成を必要と認めるもの

(助成金の額)

第8条 前条の規定による助成金（以下「助成金」という。）の額は、家庭裁判所の報酬付与の審判によって決定された報酬額以内の額とし、月額28,000円を限度とする。ただし、次に掲げる施設等に入所は入院している者については、月額18,000円（月の日

数の半数以上が入所又は入院している月にあつては月額 18,000 円、半数未満が入所又は入院している月にあつては月額 28,000 円) を限度とする。

- (1) 老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設（1月を超えて入所した場合に限る。）
 - (2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - (3) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (4) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - (5) 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホーム（未届け施設を含む。）
 - (6) 介護保険法第8条第11項に基づく特定施設
 - (7) 介護保険法第8条第20項の認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項の介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
 - (8) 介護保険法第8条第21項に基づく地域密着型特定施設入居者生活介護が提供される施設
 - (9) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (10) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供等を行う有料老人ホームに該当するもの
 - (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助が提供される施設
 - (14) 生活保護法第38条に規定する保護施設
 - (15) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
 - (16) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
 - (17) 前各号に掲げる施設に準ずる施設として市長が認める施設
- 2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所が審判した対象期間の始期及び終期の属する月については、当該月の日数の半数以上が報酬対象期間に算入される場合に限り1月とみなす。

3 成年後見人等が業務を終了したときは、前2項の規定にかかわらず、業務が終了した月に限り、28,000円（第1項各号の施設に入所又は入院していた場合は18,000円）を限度とする。

（助成金の申請）

第9条 成年被後見人等は、助成金の支給を受けようとするときは、成年後見人等報酬費用助成金支給申請書（第1号様式）に当該年に係る次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見等事務報告書の写し
- (3) 当該年中の収支
- (4) 財産目録書の写し等資産等がわかる書類
- (5) 登記事項証明書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、審判決定の期間の末日から2年を経過した日以後は行うことができない。

（助成金の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成金額を決定し、成年後見人等報酬費用助成金支給決定（却下）通知書（第2号様式）により当該成年被後見人等に通知するものとする。

（助成金の支給）

第11条 助成金は、前条の決定通知後、当該成年被後見人等の請求に基づき支給する。

2 前項の規定によるほか、市長は当該成年被後見人に代わり当該成年被後見人の成年後見人等に支給することができる。

3 前項の規定による支給があったときは、当該成年被後見人に対し支給があったものとみなす。

（助成金の返還）

第12条 市長は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消し、既に支給された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 成年被後見人等が第3条又は第7条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。

(3) その他市長が助成を不適切と認めるとき。

(報告義務)

第13条 成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況又は生活状況に変化があったときは、速やかに報告しなければならない。

(雑則)

第14条 成年被後見人等が死亡したときは、当該者が支給を受けるべき助成金について、当該者の成年後見人等に支給する。

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以後の報酬に係る助成金について適用する。

(春日井市成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

2 春日井市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市成年後見制度利用支援事業実施要項の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市成年後見制度利用支援事業実施要項の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市成年後見制度利用支援事業実施要項の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市成年後見制度利用支援事業実施要項の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 改正後の春日井市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、令和5年5月26日以降の報酬に係る助成金について適用し、同日前の報酬に係る助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。